

神戸市景観計画

- (当初) 平成 18 年 2 月 1 日 告示〔平成 18 年 2 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 22 年 3 月 30 日 告示〔平成 22 年 7 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 24 年 12 月 25 日 告示〔平成 25 年 4 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 27 年 12 月 25 日 告示〔平成 28 年 3 月 25 日 施行〕
- (変更) 令和 3 年 12 月 23 日 告示〔令和 4 年 4 月 1 日 施行〕

目次

| | |
|---------------------------|-----|
| 序章 計画の位置づけ | 1 |
| 第1章 景観計画の区域 | |
| 1-1 景観計画区域 | 2 |
| 1-2 重点地域及び重点地区の種類と設定の考え方 | 3 |
| 1-3 重点地域及び重点地区一覧 | 4 |
| 第2章 地域・地区別の景観計画 | |
| 2-0 地域・地区別の景観計画に関する共通事項 | 5 |
| 2-1 景観計画区域全域 | 8 |
| 2-2 眺望景観形成地域 | |
| 2-2-0 眺望景観形成地域における届出対象行為等 | 15 |
| 2-2-1 ポーアイしおさい公園 | 16 |
| 2-2-2 元町1丁目交差点（大丸前） | 18 |
| 2-2-3 須磨海浜公園 | 20 |
| 2-2-4 ビーナステラス | 23 |
| 2-3 都市景観形成地域 | |
| 2-3-0 都市景観形成地域における届出対象行為等 | 33 |
| 2-3-1 北野町山本通 | 34 |
| 2-3-2 旧居留地 | 38 |
| 2-3-3 神戸駅・大倉山 | 43 |
| 2-3-4 須磨・舞子海岸 | 48 |
| 2-3-5 岡本駅南 | 57 |
| 2-3-6 都心ウォーターフロント | 63 |
| 2-3-7 兵庫運河周辺 | 84 |
| 2-4 沿道景観形成地区 | |
| 2-4-0 沿道景観形成地区における届出対象行為等 | 88 |
| 2-4-1 税関線・三宮駅前 | 89 |
| 2-4-2 南京町 | 95 |
| 第3章 景観上重要な建造物等の指定等 | |
| 3-1 基本的な考え方 | 99 |
| 3-2 神戸市指定景観資源の指定の方針 | 99 |
| 3-3 景観重要建造物の指定の方針 | 100 |
| 3-4 景観重要樹木の指定の方針 | 100 |